

平成 24 年 6 月 26 日

意見書

長瀬 猛

私は、神戸市東灘区深江北町 3 丁目 4 番 1 6 号に住まう長瀬猛と申します。兵庫県と神戸市を被告にしている 2 つの朝鮮学校補助金交付決定取消請求事件の原告として、この訴訟の趣旨を陳述致します。

私は、北朝鮮による拉致被害者を救出するための諸活動に従事して参りました。その活動を通して、朝鮮学園を含む所謂朝鮮学校が、北朝鮮および朝鮮総連の意を受けて、様々な反社会的活動に携わってきた実態も見聞して参りました。それらの事実関係に対して、兵庫県も神戸市も、今日まで監督あるいは是正を目的として行動したことはあるのでしょうか。市民がその結果に触れ、納税者として検証できるだけの資料を見たり聞いたりすることはできませんでした。

こうした行政の不作為は、北朝鮮に対して経済制裁を課す我が国の立場とかけ離れたものであり、関係法令を厳格に適応して、その効果を上げようとする努力を打ち消すことに他なりません。そしてこれらの外形的事実が、北朝鮮政府に対し、我が国の姿勢を侮らせる誤った思考内容を伝えてしまうかもしれないことを、大変危惧しています。これが私の基本姿勢です。

兵庫県および神戸市から提出されているそれぞれの答弁書によれば、朝鮮学園は私立学校法 6 4 条 4 項の定める学校法人として認可されており、同法により、知事および市長の諸権限が担保されている以上、公の支配に属しており、また補助金の使い道は、教育の機会均等や国際親善の推進に資するという点において、公共の福祉にも適うものと述べておられます。

「公による支配」に朝鮮学園が則しているか否かの判断は、朝鮮学園を認可している法律の条文によって、地方公共団体による影響力が担保されているという形式論のみをもって決せられるものではないはずです。学園運営における朝鮮総連との密接な関係や、教育方針・教育内容の在り方について、わが国で現在許容されている社会の秩序や良識から、著しくかけ離れた思想的指導が行わ

れているかどうかという、具体的な実態を見て初めて判断できるものではないでしょうか。

また「公共の福祉」に適うものであるか否かの判断についても、国際親善なりスポーツ振興に資する側面に着目して行うというのであれば、同時に、そこでいかなる教科書が使用されているか等の、教育内容そのものに踏み込んで判断されるべきものと考えます。

残念ながら、兵庫県も神戸市も、そうした朝鮮学校の問題ある実態を把握することさえ怠っているように思えます。都合の悪いものは見ないという姿勢がそこにあります。

この様に、兵庫県ないし神戸市による「公による支配」と「公共の福祉」についての主張は、形骸化した空論を強弁しているに過ぎず、何ら実態に則したものではありません。両者とも認可権限によって担保されているはずの是正監督権限を行使しようとしたこともないようにみえます。行使すべきときに行使できないものであれば、それは「公による支配」を担保する権限と言うことはできません。対照的に朝鮮学校では朝鮮総連を通じて、その教育内容、生徒の動員、人事・財政の全てにおいて「北朝鮮による支配」がなされているのが実態です。

よって憲法第89条に違反していると疑わざるを得ない以上、ことここに至った次第であります。

裁判所におかれましては、果敢に真実の究明と顕現に挑み、公正なご判断をお願い申し上げます。

以上